

福島市公立学校で発生した  
いじめ重大事態の調査報告書  
公表版

令和6年4月

福島市教育委員会

## 1 公表の目的

児童生徒の健やかな成長と再発防止を含むいじめ防止対策の実効ある取組に資するために行うとともに、社会全体で「子どもを健全に育てる」という意識をもつ。

- ・ 社会全体でいじめ問題を考えていく契機とする。
- ・ 学校、家庭、地域が一体となっていじめ防止に向けた風通しのよい教育環境を創り上げる。
- ・ 学校や教育委員会が当事者として事実に向き合い、児童生徒の育成を第一に考え、公正かつ適切な指導体制の構築や、教育行政の推進に役立てる。
- ・ 家庭教育の重要性が自覚され、情操や道徳性、対人交流の力の素地等を培う家庭教育の充実に役立てる。

## 2 事案の概要

- (1) 福島市内公立学校（以下P学校）の子ども（以下「Aさん」という）が、数か月にわたって、複数人とのかかわりの中で、身体的・心理的な苦痛を感じていた。
- (2) いじめを原因とし、いじめ防止対策推進法（以下「推進法」という）第28条第1項第2号（以下「不登校重大事態」という）にあたるいじめ重大事態の結果が発生した。
- (3) いじめを原因として、Aさんの心身に重大な被害が生じ推進法第28条第1項第1号重大事態（以下「生命心身財産重大事態」という）の結果が発生した。

## 3 調査主体

福島市いじめ問題対策委員会

## 4 調査結果

- (1) 学校におけるいじめ認知に係る概要

AさんがP学校に登校していた数か月の期間において、複数人から「けられる」「押される」「ぶつかり転倒させられる」「耳の後ろを鉛筆で突かれる」「砂をかけられる」「ものをかくされる」「もっとやればよかったと言われる」「砂をかけられる」「持ち物を傷つけられる」等、計17件の加害行為を受け、Aさんは、身体的・心理的な苦痛を感じていた。これにより、Aさんは登校が困難となり、長期間の欠席を余儀なくされた。併せて精神的に不安定な状態が現れたことで、医療機関を受診し、精神疾患の診

断を受けた。その後、Aさんは、学区外の学校に転校した。これにより、推進法第28条第1項第1号及び推進法第28条第1項第2号にあたるいじめ重大事態の結果が発生した。

Aさんは、複数人による加害行為について担任に訴えるなどしていたが、担任は、学校生活におけるトラブルと捉えていた。そのため、Aさん保護者がいじめを理由とした転校を申し出るまで、学校は、Aさんが登校できない理由を担任への不信と捉え、校内いじめ対策組織委員会によるいじめ行為についての協議は行わず、いじめを認知することはなかった。

重大事態の結果が生じたことを受け、学校は、本事案に関する校内いじめ対策組織委員会を4回開催し、上記の加害行為の一部をいじめとして認知した。

## (2) いじめの認定に関する評価

Aさんが訴えている個々の事案について、関係する子どもや教職員から聞き取った内容、学校から提出された記録等を検討したが、いじめに当たるかどうかを明確に示す材料が十分そろっているとは言えない。しかし、複数の加害行為を行った子どもとAさんとのかかわりにおいて、Aさんが心身の苦痛を感じていることは明らかであり、いじめがあったと認定できる。さらに、担任が何もしてくれないという失望が、Aさんの苦痛を増大させたと判断する。

## (3) 重大事態の認定といじめとの関連性

### ① 生命心身財産重大事態に係る評価

Aさんは、いじめ及びいじめに係る学校の不適切な対応により、精神的に不安定な状態となったことが一つの要因となり精神疾患を発症した。さらに、Aさんが置かれている状況を解決するためには、転校せざるを得なかった。これらのことから、生命心身財産重大事態に該当すると判断する。

### ② 不登校重大事態に係る評価

Aさんが苦痛と感じる複数の子どもによる加害行為を原因としたいじめによる欠席日数が30日を超え、不登校重大事態が発生したと判断する。

## 5 学校等の対応について

### (1) いじめに対する担任の対応

① Aさん保護者によるいじめについての訴えに対する担任の対応

Aさん保護者は、連絡帳でAさんがいじめを受けていることを担任に伝えたという認識を持っている。Aさん保護者としては、担任の前で行われる行為であり、当然、担任はAさんがいじめを受けていることを知っており、いじめとして対応するものと考えていた。

担任は、この連絡帳の記載内容について、通常とは異なる保護者の心配事という認識を持ってはいたが、いじめを疑うことはなく、具体的にどのように対応していくのか、また、対応しているのかについて保護者に伝えることはなかった。加えて、この事実について、管理職へ報告しなかったため、学校としていじめ認知に向けた「校内いじめ対策組織委員会」を開催し、協議することもなかった。

② Aさん及びAさん保護者が訴えている個々の事案に係る担任の対応のまとめ

担任の日々の指導の中で、Aさんが置かれている状況を正確に把握し、Aさんが納得できる対応ができなかったことが積み重なっていったことが考えられる。

担任は、日々の出来事に対してこれまでの教師経験を生かしながら対応していた。しかし、発達の段階に鑑みて子ども一人一人が、心から納得できるような適切な対応ができるかという点必ずしもそうではないと推測される。

しかし、教師には、一人一人の子どもがその出来事をどのように感じているのかについてきめ細やかに受け止め、関係する子どもがその出来事をしっかりと納得できる指導と積極的ないじめの認知に向け、感受性を鋭く持つことが求められる。

(2) 学校における対応

① 早期発見のための対応

○ P学校では、学校経営・運営ビジョンの重点事項に「いじめ見逃しゼロを目指した学級づくり」を掲げ、第1回職員会議において、全教職員で学校いじめ基本方針を確認する場を設けている。また、「小さいいじめも見逃さない」という方針を学校全体で共有し、福島市教育委員会（以下「市教委」という）主催の管理職対象の「いじめ防止に関する研修」後に、全教職員にその内容を伝達して学校いじめ基本方針を確認したり、職員会議の度に、子どもに寄り添った対応について

校長から話したりするなどいじめ防止、いじめの早期発見に積極的に取り組んでいる。

学校全体で、いじめの認知に向け感度を上げていた中ではあったが、結果としてAさんに対するいじめの認知が遅れた。子どもの日々の生活の中で起こる「日常のトラブル」であってもいじめに該当し得る可能性があることを全教職員が理解しておく必要があるとともに、個々の教職員の判断ではなく、学校が主体となって組織的にいじめの認知を行うことが重要である。

- P学校では、学期に1回、年間計3回の「生活アンケート」を実施し、嫌なこととして子どもが挙げたことは全ていじめと認知している。

しかし、自分が感じていることを上手く言葉にできない子どもが多数いるという前提のもとに、よりきめ細やかな配慮が必要であることを理解したうえで、日頃の様子や言動と併せて総合的に判断することが求められる。

- ② Aさんへのいじめ事案に対するP学校における対応

学校は、Aさんが学校に登校できなくなるまで、Aさんが複数回にわたっていじめを受けていると感じていたことや、Aさん及びAさん保護者の学校等に対する不信感について認識していなかった。

- ③ Aさんが登校できなくなった日からいじめを認知した日の期間における学校の対応

Aさんが登校できなくなったことにより、Aさんに対するいじめがあるとの認識を持つようにはなったが、Aさん保護者とのやり取りの中で語られるAさん保護者の言葉に込められた真意を汲み取ることができず、欠席の主な理由は担任への不信であると捉えていた。その結果、校内いじめ対策組織委員会は開催されず、いじめを認知することはなかった。これにより、いじめ解消に向けた組織的な対応がなされなかった。

### (3) 学校の対応に係る評価

- ① 結論

#### 【いじめ認知前】

- 担任個人の判断で対応してきたことで、Aさんが感じていた苦痛の解消に向け、適切な対応を行うことができなかった。
- 教職員のいじめの捉えが、推進法による定義と乖離していたことで、学校として組織的にかつ適切な対応がなされなかった。

- 学校として、いじめを疑うことはあっても、担任への不信感といういじめ以外の要因にとらわれ、結果的に、Aさんの思いに寄り添うことができなかつたと判断する。
- 担任、校長と個人が対応してきたことにより、個人への信頼が崩れたと同時に学校への信頼も失われ、信頼回復が困難となつたと判断する。

【いじめ認知後】

- 学校は、法に則り粛々と対応していったが、それはいじめの解消によりAさんの苦痛を取り除くためのものではなく、重大事態への対応であったためと言わざるを得ず、AさんとAさん保護者に寄り添った対応にはなり得なかつたと判断する。
- ② 学校の対応についての小括

【いじめ認知前の学校の対応について】

- Aさんが長期欠席となるまでの期間、Aさんが苦痛と感ずる行為が複数の子どもによって行われていたことは、担任によって把握されていたが、担任が日常のトラブルと判断して対応してきたことにより、同学年の教職員や管理職とその情報を共有し、組織的に対応することができなかつた。子どもの実態を考えれば、日常生活の中で起こる友達とのトラブルの一つ一つについて複数の教職員で協議し、いじめとして認知することは容易ではないことは理解できる。しかし、だからこそ、「いじめは現に起きている」との認識を持ち、複数の目で、子どもたちの日常生活を注意深く見守ることが必要である。
- 担任はできる限り、子ども同士のトラブルにその経験を生かした適切な対応を行おうと努力していたが、その対応により、子ども本人とその保護者が納得できているのかを最後まで見届けるという姿勢が十分ではなかつたことが考えられる。

担任として、多忙な業務をこなしながら一人一人に寄り添った対応をするためにも、日頃から、同学年の教職員や養護教諭と連携を図りながら組織的に対応するとともに、管理職による学級担任の支援の在り方、いじめ認知に向けた手順等について検討することが必要である。

- Aさんが長期欠席となつた直後、担任だけではなく、管理職もAさんに対するいじめがあるとの認識を持ったが、校内いじめ対策組織委員会を開催し、いじめについて協議する場を設けることはなかつた。これは、Aさんが登校できないのは、担任への不信感であり、その原

因はいじめであるとは言えないというAさん保護者からの話を受け、いじめではなく担任の対応に問題があると学校が捉えていたことが要因である。しかし、このときすでに、AさんとAさん保護者は、学校に対して本心を伝えることをあきらめていることが、Aさん及びAさん保護者からの聴き取りから明らかである。

学校は、たとえ、Aさんに対するいじめの詳細を把握するすべがなかったとしても、Aさんに関わる教職員で協議し、Aさんに対して何らかのいじめがあったものとして「いじめとして認知し、対応させてほしい」という姿勢から、さらに踏み込んで、「Aさんへのいじめについて真実を明らかにするとともに、学校として具体的にどのように対応していくのか」をAさん保護者に提示するべきであったと考える。子どもが行う行為を法に照らして、いじめかどうかを判断するのは被害保護者ではなく学校の責任である。

- Aさんの欠席が長引き、市教委にAさん保護者から相談が寄せられたことから、校長自身がAさんとのコミュニケーションを深め、家庭訪問等を実施し関係を築こうとした。さらに、校長は、Aさんが安心して過ごせる環境と体制を整備し、AさんやAさん保護者に提案している。これらの働きかけにより、Aさんは、校長に心を許し、Aさんの祖母等もこれまで抱えていた担任への不信感等を、直接、校長に伝えることができる関係となった。しかし、Aさんとのレポートがとれるようになったと判断した校長が「担任の先生も悪い人ではなく、一生懸命なんだよ」と、Aさんの成長を期待した発言をしたことで、AさんとAさん保護者の校長への信頼が崩れた。AさんとAさん保護者にとって、校長は自分たちの味方であったのに、やはり担任を擁護するのかと裏切られた気持ちになったと聴き取りの中で話している。

唯一、Aさんを学校につなぎとめていた校長への信頼が崩れたことで、一気にP学校への信頼が失われたことから、校長のリーダーシップのもと、個人ではなく組織で対応していくことが必要である。

- Aさん保護者から市教委に届いた訴えを受け、学校はようやく校内いじめ対策組織委員会を開催し、いじめ認知に向けた協議を開始した。しかし、このときは、すでに、学校へは登校しない、転校するというAさんの意思は固く、いじめの解消に向けたものではなく、いじめ重大事態への対応に向けたものになってしまっていると言わざるを得ない。

### 【いじめ認知後の学校の対応について】

- いじめ認知後、学校は、市教委にいじめ対応サポートチームの派遣を要請し、重大事態の発生について市教委に報告するなど、必要な対応を行っているが、前述のとおり、それらは、いじめの解消へ向けたものにはならず、いじめの認知が遅すぎたと言わざるを得ない。
- いじめの認知を受け、学校では、加害行為を行った子どもへの指導やその保護者への説明等を行っている。しかし、これ以前に、学校生活におけるAさんへのいじめにあたる言動等について加害行為を行った子ども及びその保護者に対して伝えられることはなかった。加えて、重大事態に係る調査を行うにあたっての事前説明会開催時も、加害行為を行った子どもとその保護者は、ここに至った経緯について詳細を理解していなかった。

日頃より、子どもたちに対して自分の過ちに目を向けさせ、過ちを繰り返さないように学校と家庭と同じ考えのもと支援していくことが、加害行為を行った子どもの成長を促すために必要不可欠なことである。このためにも、常に家庭と連携していくことが求められるが、重大事態を招いた事案であったにもかかわらず、いじめの認知後ですら、加害行為を行った子どもの家庭との連携が十分なされていたのか疑問である。

- 学校として、何が、被害を受けた子どもとその保護者にとって必要な支援であるのかを慎重に見極めるためにも、組織的な対応が必要である。

## 6 市教委のかかわりに対する評価

### (1) 結論

市教委に寄せられた匿名の電話の内容がAさんに関わるものであることが推測された時点で、市教委は、この事案が「いじめ事案」であることを学校に伝え、早急な対応を促すべきであったと判断する。

さらに、市教委に寄せられた2度にわたる保護者からの相談内容により、この事案がいじめを原因とした「生命心身財産重大事態」「不登校重大事態」となり得る可能性があることを学校に伝えるべきであったと判断する。

### (2) 小括

- ① 「市教委」の責務として、当時の「福島市いじめ防止等に関する条例」

第6条に「教育委員会は、基本理念にのっとり、学校、保護者、市民等及び関係機関等と連携して、市立学校におけるいじめ防止等のため必要な措置を講じなければならない」とある。ここで言う「必要な措置」とは多岐にわたるが、学校はいじめ対応において不備があった場合や学校がいじめという考えに至らない場合等市教委は、「いじめは現に起きている」との認識をもち、学校の現状や対応を確実に把握し、学校に対して適切な措置を求めることができる体制の構築に努めなければならない。

- ② 「市教委」は、重大事態が発生した場合、どうしてこうなったのかを知りたいという保護者の思いを理解し対応に当たらなければならない。しかし、それ以前に、各学校におけるいじめの認知が速やかに行われ、子どもが安心して学校に登校できるよう指導することも重要な責務である。今回の事案では、Aさんが複数の子どもから暴力を受け、学校に登校できない状態が継続していたが、いじめを原因とした欠席と捉えることができていなかったため、結果的にAさんの置かれた状況を改善するための具体的な対応がなされなかった。これに対して、「市教委」は「いじめ重大事態」になり得る可能性があることへの示唆と現状の対応の在り方について助言・指導を学校に対して行う必要があった。

## 7 再発防止をめぐる提言

### (1) 推進法の確認

「推進法」の意義は、個々の教職員の「個人的な判断・対応」に依存した体制から、複数の教職員が関わった「学校としての判断・対応」の体制へシフトすることをはっきりと求めた点である。一人の判断ミスが大きな危機につながらないように、組織として対応できる体制をつくらなければ、せっかくの「学校いじめ防止基本方針」や「組織」も形だけになってしまう。

当該学校は、学校経営・運営ビジョンの重点事項に「いじめ見逃しゼロの徹底」を掲げ、自校の方針等について、第1回職員会議でその周知を行うとともに、市教委主催の管理職対象の「いじめ対応研修」後は全教職員にその内容を伝達するなどし、積極的ないじめの認知に向けて取り組んでいる。今後は、毎月実施される職員会議等で校長から教職員にいじめ防止に向けた指示伝達に加え、「推進法」、「ガイドライン」、「学校いじめ防止基本方針」等も含めた周知徹底を図るとともに、子どもの学校生活における日常のトラブルに対して、個人の主観的な判断によるものではなく、

学校として適切な対応ができるよう、全教職員で以下の内容について確認してほしい。

- ① いじめとは子どもが「心身の苦痛」を感じたものを指すが、教師個人の解釈に差が生じないように、それを組織で判断することが重要であること
- ② 「推進法」に基づいて、いじめと思われる事案は、疑いも含めて全て学校の「校内いじめ対策組織委員会」に報告しなければならないことが示されていること
- ③ いじめを報告しないことは「推進法」に反する行為であること
- ④ 保護者の意向に関わらず学校として積極的にいじめを認知し、組織による早期対応を図ること
- ⑤ いじめを認知したら、組織で対応し、被害を受けている子どもを全力で守りとおすこと

## (2) 積極的な生徒指導の推進

生徒指導は、「成長を促したり支えたりする指導」「予防的な指導」「課題解決的な指導」の3つに分けることができる。今回の学校の対応は、子どもの中で起きている出来事をいじめとして捉えることができなかつたことで、被害を受けた子どもを守るという大切な視点が抜け落ちてしまった。さらに、加害行為をおこなった子どもも含めた学級集団の「成長を促す指導」の機会を逃してしまうことにつながった。それは、未成熟な発達の段階にある子どもたちであることを考慮しても、看過できないことである。

学校経営・運営ビジョンに「いじめ見逃しゼロ」が掲げられている意味、定期的なアンケート調査の目的を、もう一度職員全体で見つめなおし、成長を促す指導や予防的な指導にも努め、学校のあらゆる場面での積極的な生徒指導の充実を図りたい。

## (3) いじめの未然防止と早期発見

- ① 学校において、いじめはよくないということを子ども一人一人が、確実に理解しているかということ、発達の段階や子どもの実態により大きな差があるのが実態である。だからこそ、子ども一人一人の生活場面においていじめに当たる具体的な言動について加害行為を行った子どもに繰り返し自覚させ、細やかに指導していくことが重要である。いじめはいけないという理解を深めながら、各自の行動レベルで「いじめはしない」という実践的な感覚に変えることができるよう、学校や家庭が連携

し、日常的に働きかけていくことが重要である。学校全体が、いじめはよくないという空気に満たされるよう、全ての教育活動の中で実践的な取組を推進しなければならない。その際、その中心となるのが学級経営である。「いじめは絶対に許すことのできない行為」であることを学級担任は責任をもって子どもに指導し、心の成長を促してほしい。

② 学校生活で日常的に起こる子ども同士のトラブルについて、その場における指導が双方の子どもにとって納得いくものであることが大切であり、双方の立場に立ち、相手の考えを理解できるような指導でなければならない。そのためにも、子どもが「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができる人権感覚を身に付けられるよう、教職員一人一人が人権尊重の精神を貫いた教育活動を展開していく意識を強く持つことが必要である。

③ 教職員の小さな気付きや違和感がいじめに当たるかどうかを注意深く、かつ複数の目で検討することが、積極的ないじめ認知と見逃しゼロ、いじめの早期発見につながる。

例えば、保護者が使う「友達に、意地悪をされる」という表現や、子どもが以前できていたことができなくなったり、心身の不調が続いたりする場合は、特に、いじめを受けているのではないかという視点をもってきめ細やかに気を配ることが大切である。

さらに、アンケートの実施方法の見直しやアンケート結果等について、「(いじめが疑われる言動について) なにもない」と回答している子どもも含めて、いじめを視野に入れた複数教員による検討機会を設定することにより、いじめの早期発見・見逃しゼロにつながると考える。

#### (4) 被害を受けた子ども・保護者の心情の丁寧な理解

① 学校は、子どものトラブルに対してできる限り対応してはいるが、結果として、被害を受けた子どもにとっては納得がいく対応となっていなかったことが本件の根底にある。深い子ども理解のもと、より丁寧な支援が重要である。教師は、子どもの日頃の言動、保護者の声、アンケートの結果等、あらゆる機会を総合して、包括的な子どもの理解に努め、被害を受けた子どもの心情に寄り添った対応をしてほしい。

併せて、今後は以下の内容について確認してほしい。

- 「誰も助けてくれない」という無力感を取り払うこと
- 必ず守りとおすという学校の決意を伝え具体化すること

- 教師の思い込みで子どもの心情を勝手に判断しないこと
  - 被害を受けた子どもが自分の辛さや願いを話すことができる、安心感のある教師との人間関係づくりを推進すること
- ② 今回、被害を受けた子どもの保護者は、「学校に詳細を伝えなくても分かってくれる」「学校はこれまでの経験を生かしてこの状況を解決してくれる」「詳細を伝えなければ対応できないようであるのなら、そもそも子どもを通わせることができる場所ではない」という思いをもって、学校に大きな期待を寄せ、学校の対応を見守っていた。しかし、実際は、学校が保護者の真意をくみ取れないまま時間が過ぎていった。今後、学校は、これまでよりもさらに、学校で子どもにおきた出来事や指導内容等を保護者に正確に伝える配慮をしていくことが不可欠である。さらに、その都度、疑問な点や不安な点がないかについて保護者の心情に寄り添った言葉かけや働きかけが大切である。

また、担任はもちろん、養護教諭やその他の教職員、さらには、保護者等が、小さな気付きを共有し、学校に関わる全ての大人が子どもを守るために力を合わせていくことができる雰囲気醸成と体制の構築を図ることで、学校全体でいじめの早期発見に取り組んでいくことの重要性について保護者に周知を図りたい。

#### (5) 加害行為を行った子どもの指導

学校においては、加害行為を行った子どもへの指導と併せて、加害行為を行った子どもと被害を受けた子どもとの関係修復を図る必要がある。今回のいじめ事案は、同じ学級の子どもの間でおきた事案であり、進級後も同じ集団に所属することもほぼ決定していることから、Aさんが今後、安心して学校に来ることができるよう、加害行為を行った子どもの成長を促す指導、関係修復のための対応が必要であった。また、たとえ担任として些細な出来事と捉えていたとしても、子どもの間で起きたトラブルについては加害行為を行った子どもの保護者にも適宜説明を行い協力を要請することが大切である。また、学校は、いじめの行為は絶対に認めないという毅然とした態度をとりながらも、加害行為を行った子どもの成長支援という視点に立って、日常的に指導を継続していくことについても保護者の理解を得る努力をしていかなければならない。

今後は、いじめの解消を図る上で、加害行為を行った子どもへの指導についての視点を持つことを大切にしてほしい。

#### (6) 関係機関との連携

「推進法」において、被害児童生徒、加害児童生徒、その保護者に対する支援・指導・助言等は、関係者の連携の下、適切に行うことが明記されている。今回の事案では、そのほとんどの対応が担任、校長の対応であったため、認知が遅れ、いじめの解消に向け、関係者と連携することができなかった。学校は、個々の教職員だけの指導、対応には限界があることを理解し、今後は早期のいじめ認知により、校内でのみ問題を抱え込まず、積極的に関係機関と連携し、被害を受けた子どもへの支援方針等及び加害行為を行った子どもへの指導方針等を検討できるよう体制を整えてほしい。

「市教委」には、各学校の要請に応じて、いじめ問題の速やかな解決を目指す「いじめ防止サポートチーム」の派遣制度がある。問題が深刻化する前に活用するためにもいじめの早期認知に向け努力してほしい。

#### (7) いじめ重大事態への対応

「推進法」において、学校は、重大事態が発生した場合または疑いがある場合、速やかに学校の設置者を通じて、地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告する義務が法律上定められている。この対応が行われない場合、法に違反するばかりでなく、学校に対する指導・助言、支援等の対応に遅れを生じさせることになる。これは結果的に、被害を受けた子どもに不利益を生じさせ、本来であれば問題の解決が見込めたものが、被害が深刻化して学校への復帰が困難になる場合があることを十分に理解してほしい。なお、いじめ重大事態の定義は前述しているが、子どもや保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告しなければならないことを付け加える。

#### (8) 指導記録の作成と管理

学校では、被害を受けた子どもにとって苦痛となっていた出来事をいじめと疑って対応できなかったことで、そのほとんどについての指導記録、対応記録が存在しない。また、担任、校長、教頭のそれぞれが、いじめを意識し始めてからも学校日誌への記載等、本事案についての記録もない。さらに、重大事態が発生してから開催された「校内いじめ対策組織委員会」

の議事録は、協議事項の項目及び決定事項が簡潔に示されたものであり、だれが、どのような発言をしたかがわかる詳細な議事録とはなっていない。

いじめ重大事態となれば、学校は、被害を受けた子どもやその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、日頃から「校内いじめ対策組織委員会」における詳細な協議内容はもちろん、教職員の小さな気付きについて全体で共有し、記録として残す意識を高め、確実な記録の蓄積のための方法について教職員で共通理解を図ることが必要である。

また、解消されたいじめや経過観察中のいじめについても、再発や悪化を防ぐ意味でも全教職員との共通理解、さらには学級編制時や進学時の引き継ぎ資料としても重要となることから、今後は、すべてのいじめ事案の協議内容等について詳細な議事録を作成すべきである。

なお、学級担任等が行った指導や聴き取りの内容は、5W1Hを明確にした内容で記録を残し、保管管理しておくことが大切である。

#### (9) 管理職のリーダーシップを発揮した取組の推進

- ① 一部の教職員に過重な負担がかからないように、校務分掌を適正化し、組織体制を整え、校務の効率化を図る。
- ② いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っておくことが重要である。
- ③ 校長は、教職員とともに、日常的にいじめ問題を意識し、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体で醸成していく責任がある。
- ④ 同じことが絶対に繰り返されないよう、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、子どもの社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養うことができる学校教育活動を積極的に推進するとともに、そのいじめ対応の取組を学校経営・運営ビジョンに明記し、HPに公表する。
- ⑤ 子ども自らがいじめをなくしていこうとする気持ちを醸成できるような教育活動のあらゆる機会をとおして、子どもが主体的に課題解決に取り組む機会を設けるとともに、自分たちの学校からいじめをなくそうと呼びかけるなど、子どもが主体的に活動する場を保障し、子ども自身の

自浄作用がはたらく学級・学校づくりを推進する。

- ⑥ 子どもと保護者がいつでもいじめに関する相談を行うことができる体制を整備するとともに、相談の窓口を学校だより等で周知し、活用を促す。
- ⑦ 学校がいじめ基本方針を、校長がPTAの総会等で説明し、学校がいじめ問題への取組について保護者の理解を得るとともに、学校評議員の協力を得るなどして、地域の方々との懇談の機会を設け、子どもの学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。